

ご存じですか？被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定とは、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性を判定して表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して判定を行います。

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても耐震性が低下するなどの影響を受けている可能性があります。こうした建物は、その後の余震による倒壊や部材の落下が人的被害に繋がるおそれもあるため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために行うものです。

判定結果は3種類のステッカーを建物の出入口などに貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。

(赤)	(黄)	(緑)
 <p style="text-align: center;">この建物に立ち入ることは危険です</p>	 <p style="text-align: center;">この建物に立ち入る場合は十分に注意してください</p>	 <p style="text-align: center;">この建物は使用可能です</p>

その他、地震発生後の建物に関する判定には次のようなものがあります。

■住家被害認定	「り災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの
■被災度区分判定	建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

また、宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

■被災宅地危険度判定	地震や降雨等による宅地災害が広範囲に発生した後に、二次災害を防ぐ目的で被害状況を把握して宅地の危険度を判定するもの ※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と違います。
------------	--

それぞれの目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

(お問い合わせ先) 越知町 建設課 土木係 (TEL 0889-26-1113)